

平成 27 年 4 月 17 日

第 2 回 廿日市市議会議案説明書

(第 1 回臨時会)

廿 日 市 市

第2回廿日市市議会議案説明書目次

報告第 3 号	専決処分につき承認を求めることについて	1
報告第 4 号	専決処分につき承認を求めることについて	7
報告第 5 号	専決処分につき承認を求めることについて	9
報告第 6 号	専決処分事項の報告について	11

(報告第3号)

専決処分につき承認を求めることについて

(廿日市市税条例等の一部を改正する条例)

(税制収納課)

1 専決処分した理由

地方税法の一部が改正され、固定資産税等に係る改正規定が平成27年4月1日から施行されたことなどに伴い、廿日市市税条例の一部を改正する必要が生じたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したものである。

2 専決処分の内容

(1) 個人の市民税

確定申告を行う必要のない給与所得者等が地方団体に対する寄附金に係る寄附金税額控除の適用を受けようとするときは、当分の間、市民税に関する申告書を提出することなく寄附金税額控除の適用を受けることができるものとする事とした。

(2) 法人の市民税

法人市民税均等割の現行の税率区分の基準である資本金等の額について、資本金若しくは資本準備金を欠損の填補若しくは損失の填補に充てた金額を控除し、又は剰余金若しくは利益準備金を資本金とした金額を加算する措置を講じるとともに、当該資本金等の額が資本金に資本準備金を加えた額を下回る場合、当該額を均等割の税率区分の基準とすることとした。

(3) 固定資産税

ア 児童福祉法に規定する事業所内保育事業（利用定員が6人以上のものに限る。）の用に供する固定資産について固定資産税の非課税措置の適用を受けようとする者は、申告書等を市長に提出しなければならないこととした。

イ アにより非課税措置の適用を受けていた者は、その固定資産が当該用途に供しなくなった場合等には、直ちに申告書を市長に提出しなければならないこととした。

ウ 平成27年度の固定資産の評価替えに伴い、土地に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税の負担についての調整措置を次のとおり講じることとした。

(ア) 宅地等に係る固定資産税の額については、当該宅地等に係る当該年度分の税額が前年度分の課税標準額に当該年度の価格（住宅用地に係る課税標準の特例措置の適用を受ける宅地等については当該特例措置の適用後の額）に100分の5を乗じて得た額を加算した額を課税標準額とした場合の税額（以下「宅地等調整税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整税額とすることとした。ただし、宅地等のうち商業地等に係る宅地等調整税額は、当該宅地等調整税額が当該商業地等の当該年度の価格に10分の6を乗じて得た額を課税標準額とした場合の税額を超える場合には当該税額とし、当該宅地等の当該年度の価格に10分の2を乗じて得た額を課税標準額とした場合の税額に満たない場合には当該税額とすることとした。

(イ) (ア)にかかわらず、商業地等のうち負担水準（前年度課税標準額の当該年度の価格（住宅用地又は市街化区域農地に係る課税標準の特例措置の適用を受ける土地については当該特例措置の適用後の額。以下同じ。）に対する割合をいう。以下同じ。）が0.6以上0.7以下の土地に係る固定資産税の額については、前年度の税額とすることとした。

(ウ) (ア)にかかわらず、商業地等のうち負担水準が0.7を超える土地に係る固定資産税の額については、当該年度の価格に10分の7を乗じて得た額を課税標準額とした場合の税額とすることとした。

(エ) 農地に係る固定資産税の額については、当該農地に係る当該年

度分の税額が前年度分の課税標準額に負担水準の区分に応じて求める次の表に掲げる負担調整率を乗じて得た額を課税標準額とした場合の税額を超える場合には、当該税額とすることとした。

負担水準の区分	負担調整率
0.9以上のもの	1.025
0.8以上0.9未満のもの	1.05
0.7以上0.8未満のもの	1.075
0.7未満のもの	1.1

エ 平成28年度分又は平成29年度分の固定資産税に限り、自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、市長が修正前の価格を課税標準とすることが課税上著しく均衡を失すると認める場合には、当該価格を修正基準によって修正した価格を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることとした。

(4) 軽自動車税

ア 平成27年4月1日から平成28年3月31日までに新規取得した三輪以上の軽自動車で、排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さいものについて、平成28年度分の軽自動車税の税率を軽減する特例措置を次のとおり講じた。

(ア) 電気自動車及び天然ガス軽自動車

区 分		軽減前	軽減後
三輪のもの		3,900円	1,000円
四輪以上のもの	乗 用	営業用	6,900円
		自家用	10,800円
	貨物用	営業用	3,800円
		自家用	5,000円

(イ) 平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないガソリン車

- a 平成32年度基準エネルギー消費効率に100分の120を乗じて得た数値以上の乗用の軽自動車及び平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の135を乗じて得た数値以上の貨物用の軽自動車

区 分		軽減前	軽減後
三輪のもの		3,900円	2,000円
四輪以上のもの	乗 用	営業用	3,500円
		自家用	5,400円
	貨物用	営業用	1,900円
		自家用	2,500円

- b 平成32年度基準エネルギー消費効率以上の乗用の軽自動車及び平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の115を乗じて得た数値以上の貨物用の軽自動車

区 分		軽減前	軽減後
三輪のもの		3,900円	3,000円
四輪以上のもの	乗 用	営業用	5,200円
		自家用	8,100円
	貨物用	営業用	2,900円
		自家用	3,800円

イ 平成27年度分以後の年度分に適用することとされていた原動機付自転車、小型特殊自動車及び二輪車に係る軽自動車税の税率について、適用開始を1年間延期し、平成28年度分以後の年度分について適用することとした。

(5) 特別土地保有税

固定資産税の負担の調整等に伴う特別土地保有税の課税の特例措置について、その適用期限を平成29年度まで延長することとした。

(6) その他必要な規定の整理を行うこととした。

(7) 施行期日

平成27年4月1日。ただし、2の(4)のイの改正規定については、
公布の日

3 専決処分年月日

平成27年3月31日

4 根拠法令

地方自治法

第179条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第113条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。

③ 前2項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

(報告第4号)

専決処分につき承認を求めることについて

(廿日市市都市計画税条例の一部を改正する条例)

(税制収納課)

1 専決処分した理由

地方税法の一部が改正され、都市計画税に係る改正規定が平成27年4月1日から施行されたことに伴い、廿日市市都市計画税条例の一部を改正する必要性が生じたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したものである。

2 専決処分の内容

(1) 平成27年度の固定資産の評価替えに伴い、土地に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の負担についての調整措置を次のとおり講じることとした。

ア 宅地等に係る都市計画税の額については、当該宅地等に係る当該年度分の税額が前年度分の課税標準額に当該年度の価格（住宅用地に係る課税標準の特例措置の適用を受ける宅地等については当該特例措置の適用後の額）に100分の5を乗じて得た額を加算した額を課税標準額とした場合の税額（以下「宅地等調整税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整税額とすることとした。ただし、宅地等のうち商業地等に係る宅地等調整税額は、当該宅地等調整税額が当該商業地等の当該年度の価格に10分の6を乗じて得た額を課税標準額とした場合の税額を超える場合には当該税額とし、当該宅地等の当該年度の価格に10分の2を乗じて得た額を課税標準額とした場合の税額に満たない場合には当該税額とすることとした。

イ アにかかわらず、商業地等のうち負担水準（前年度課税標準額の当該年度の価格（住宅用地又は市街化区域農地に係る課税標準の特例措置の適用を受ける土地については当該特例措置の適用後の額。

以下同じ。)に対する割合をいう。以下同じ。)が0.6以上0.7以下の土地に係る都市計画税の額については、前年度の税額とすることとした。

ウ アにかかわらず、商業地等のうち負担水準が0.7を超える土地に係る都市計画税の額については、当該年度の価格に10分の7を乗じて得た額を課税標準額とした場合の税額とすることとした。

エ 農地に係る都市計画税の額については、当該農地に係る当該年度分の税額が前年度分の課税標準額に負担水準の区分に応じて求める次の表に掲げる負担調整率を乗じて得た額を課税標準額とした場合の税額を超える場合には、当該税額とすることとした。

負担水準の区分	負担調整率
0.9以上のもの	1.025
0.8以上0.9未満のもの	1.05
0.7以上0.8未満のもの	1.075
0.7未満のもの	1.1

(2) その他必要な規定の整理を行うこととした。

(3) 施行期日

平成27年4月1日

3 専決処分年月日

平成27年3月31日

4 根拠法令

報告第3号説明書に同じ。

(報告第5号)

専決処分につき承認を求めることについて

(廿日市市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)

(保 険 課)

1 専決処分した理由

地方税法施行令の一部が改正され、国民健康保険税に係る改正規定が平成27年4月1日から施行されたことに伴い、廿日市市国民健康保険税条例の一部を改正する必要性が生じたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したものである。

2 専決処分の内容

- (1) 基礎課税額（医療保険分）、後期高齢者支援金等課税額（後期高齢者支援金分）及び介護納付金課税額（介護保険分）に係る課税限度額を次のとおり改正することとした。

区 分		改 正 前	改 正 後
課税限度額	基礎課税額 (医療保険分)	510,000 円	520,000 円
	後期高齢者支援金等課税額 (後期高齢者支援金分)	160,000 円	170,000 円
	介護納付金課税額 (介護保険分)	140,000 円	160,000 円

- (2) 低所得者に係る保険税軽減判定所得を次のとおり改正することとした。

区 分	改 正 前	改 正 後
5割軽減 判定所得	基礎控除額（33万円）＋ 24.5万円×（被保険者数 ＋特定同一世帯所属者数） 以下	基礎控除額（33万円）＋ 26万円×（被保険者数＋ 特定同一世帯所属者数）以 下

2割軽減 判定所得	基礎控除額（33万円）＋ 45万円×（被保険者数＋ 特定同一世帯所属者数）以 下	基礎控除額（33万円）＋ 47万円×（被保険者数＋ 特定同一世帯所属者数）以 下
--------------	---	---

(3) 施行期日

平成27年4月1日

3 専決処分年月日

平成27年3月31日

4 根拠法令

報告第3号説明書に同じ。

(報告第6号)

専決処分事項の報告について

(損害賠償の額を定めることについて)

(施設整備課)

1 専決処分した理由

平成26年10月16日施設整備課の職員が、市発注工事現場立会業務終了後、帰庁のため、公用車を運転して廿日市市宮内736番地1地先の県道廿日市佐伯線を走行中、車線変更を行った際、並走していた普通乗用自動車と接触し、同車の運転者に腰椎捻挫などの負傷を与えた。

この事故による損害賠償について示談解決を図るため、その損害賠償額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したものである。

2 専決処分の内容

損害賠償額 87,095円

3 専決処分年月日

平成27年3月26日

4 根拠法令

(1) 地方自治法

第180条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分することができる。

② 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

(2) 市長の専決処分事項

第4号 1件50万円以下の法律上市の義務に属する損害賠償の額を決定すること。

5 参照法令

民法

第715条 ある事業のために他人を使用する者は、被用者がその事業の執行について第三者に加えた損害を賠償する責任を負う。ただし、使用者が被用者の選任及びその事業の監督について相当の注意をしたとき、又は相当の注意をしても損害が生ずべきであったときは、この限りでない。

